

個別株主通知のご案内

平成25年3月
株式会社証券保管振替機構

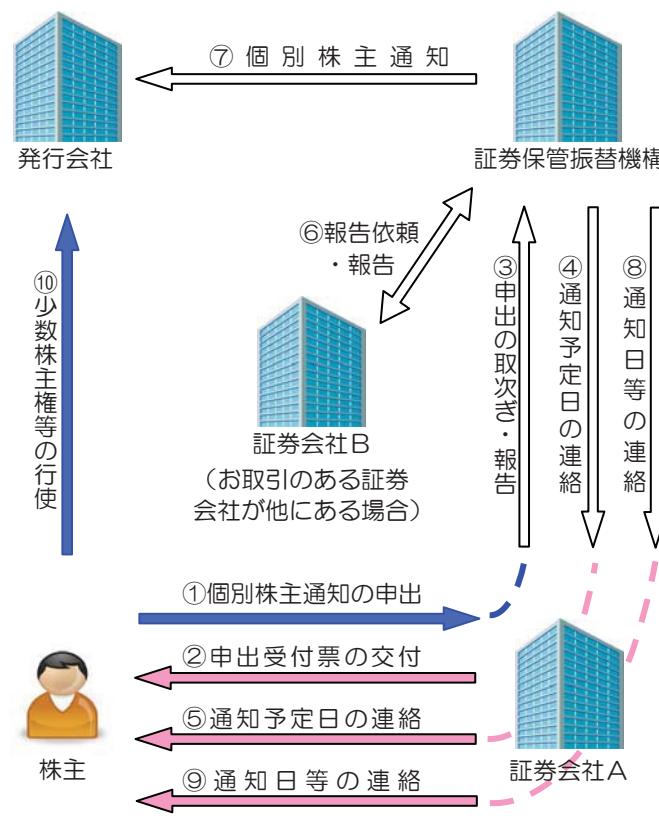
株主が発行会社（上場会社等をいいます。以下同じ。）に対して少数株主権等を行使する場合に必要となる個別株主通知の手続について、ご案内いたします。

個別株主通知の概要

発行会社は株主が保有する株式数の情報を常に把握しているわけではないことから、少数株主権等を行使する株主は、少数株主権等を行使する際にその行使要件を満たしていることを発行会社に知らせるため、事前に、証券会社等に対して個別株主通知の申出を行い、証券保管振替機構を通じて発行会社に保有する株式数の情報を通知する必要があります^(注1)。

注1 社債、株式等の振替に関する法律第154条に定められています。

個別株主通知のフローのイメージ



① 株主は、お取引のある証券会社に個別株主通知の申出を行う。

② 証券会社は、株主に対して個別株主通知の申出受付票を交付する。

③ 証券会社は、個別株主通知の申出を証券保管振替機構に取り次ぐとともに、株主が保有する株式数の情報を報告する。

④ 証券保管振替機構は、証券会社に対して個別株主通知の予定日を連絡する。

⑤ 証券会社は、株主に対して個別株主通知の予定日を連絡する。

⑥ 株主とお取引のある証券会社が他にある場合には、証券保管振替機構は当該証券会社に対して、株主が保有する株式数の情報の報告を依頼し、報告を受ける。

⑦ 証券保管振替機構は、発行会社に対して株主が保有する株式数の情報を通知する（個別株主通知）。

⑧ 証券保管振替機構は、証券会社に対して個別株主通知の通知日等を連絡する。

⑨ 証券会社は、株主に対して個別株主通知が行われた旨及び通知日等を連絡する。

⑩ 株主は、発行会社に対して通知日から4週間以内に少数株主権等を行使する。